

那霸航空交通管制部管理棟
建替整備等事業

基 本 協 定 書
(案)

国 土 交 通 省

目 次

第 1 条	(定義)	1
第 2 条	(目的)	1
第 3 条	(基本的合意)	1
第 4 条	(特別目的会社の設立)	1
第 5 条	(特別目的会社の株主)	2
第 6 条	(事業契約の締結)	2
第 7 条	(準備行為)	3
第 8 条	(資金調達協力義務)	3
第 9 条	(業務の委託等)	4
第 10 条	(事業契約の不成立)	4
第 11 条	(違約金)	4
第 12 条	(秘密保持)	4
第 13 条	(本協定の有効期間)	4
第 14 条	(協議)	4
第 15 条	(準拠法及び裁判管轄)	5
別紙 1	用語の定義	6
別紙 2	設立時の出資者一覧 (第 4 条関係)	7
別紙 3	誓約書の様式 (第 5 条関係)	8
別紙 4	増資計画書の様式 (第 5 条関係)	10
別紙 5	業務委託・請負企業一覧	11

那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業（以下「本事業」という。）に関して、国と〔落札者の構成員及び協力会社〕（以下「落札者」という。）は、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条 （定義）

本協定において用いられている語句は、本文中において特に明示されているものを除き、別紙 1（用語の定義）において定められた意味を有するものとする。

第2条 （目的）

本協定は、本事業に関し国が実施した一般競争入札により落札者が落札したことを確認し、国及び落札者は、落札者が第4条に基づき本事業を実施するために今後設立する特別目的会社をして、第6条に基づき国との間で事業契約を締結せしめ、その他本事業を円滑に実施するために、国と落札者が負うべき責務及び必要な諸手続について定めることを目的とする。

第3条 （基本的合意）

- 1 国及び落札者は、落札者が本事業に関して国が実施した一般競争入札により落札者となり、本事業の実施に関する各業務を担うものとして選定されたことを確認する。
- 2 落札者は、提示条件を遵守のうえ、国に対し本提案を行ったものであることを確認する。

第4条 （特別目的会社の設立）

- 1 落札者は、本協定締結後、本事業の契約を締結する予定日の7日前までに、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として本事業の遂行を目的とする特別目的会社を設立し、その商業登記簿謄本を国に提出する。特別目的会社への出資者及び各出資者の出資額は、別紙 2のとおりとする。
- 2 前項の場合、落札者の構成員は、本提案に従って特別目的会社に出資するものとする。また、落札者の構成員が保有する特別目的会社の議決権の合計割合は、全議決権の2分の1を超えるものとする。なお、代表企業の議決権保有割合は構成員の中で最大とし、構成員以外の株主の議決権保有割合は代表企業の議決権保有割合を超えてはならない。
- 3 特別目的会社の資本金は、【提案金額】円以上とする。
- 4 特別目的会社の株式は、会社法第107条第2項に基づきその譲渡を制限するものとし、落札者は、その旨を特別目的会社の定款に規定しなければならない。
- 5 落札者は、特別目的会社の発起人会又は創立総会において、取締役並びに会社法第326条第2項に基づく監査役及び会計監査人を選任するものとし、その選任後速やかにこれを国に通知する。また、その後取締役、監査役及び会計監査人の改選がなされた場合も同様とする。なお、落札者は特別目的会社の定款に、会社法第326条第2項に基づく会計監査人及び監査役を設置する旨定めるものとし、事業期間終了まで維持しなければならない。

- 6 特別目的会社は、毎事業年度末から3ヶ月以内に、会社法第396条に従い、会計監査人による監査済みの当該事業年度の計算書類及び監査報告書の写し、並びにその他国が合理的に要求する書類を国に提出する。

第5条 (特別目的会社の株主)

- 1 落札者は、事業契約締結時における各株主をして、以下の各号を誓約せしめ、事業契約の締結と同時に、別紙 3記載の様式による誓約書を提出せしめる。
 - 一 各株主は、その株主構成に関し、その時々において構成員である株主によって特別目的会社の全議決権の2分の1を超える議決権が保有されており、かつ、代表企業の議決権保有割合が全株主中最大であることを条件とするものとし、かかる条件を事業期間が終了するまで維持する。
 - 二 各株主は、事業期間が終了するまで特別目的会社の株式又は特別目的会社に対する債権（劣後ローン債権を含む。）を保有するものとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。
 - 三 各株主は、国の事前の書面による承諾を得たうえで、その所有にかかる特別目的会社の株式又は特別目的会社に対する債権（劣後ローン債権を含む。）を譲渡しようとする場合、当該譲受人をして、別紙 3記載の誓約書を予め国に提出せしめるものとする。
 - 四 特別目的会社が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、各株主は、これらの発行を承認する株主総会において、第一号記載の議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮したうえ、その保有する議決権を行使するものとする。
 - 五 各株主は、上記誓約の内容を担保するため、株主間契約を締結するものとし、その内容を証するため、当該株主間契約の原本証明付の写しを国に提出する。第三号の定めるところにより株主に変更が生じた場合、各株主は、株主間契約に関して当該新株主を当事者に含める旨の変更を行い、当該新株主は株主間契約の当事者となるものとする。
- 2 落札者は、特別目的会社の増資により第4条第3項の条件を満たすことを計画している場合、特別目的会社設立時において、増資時における出資予定者及び代表企業をして、別紙 4記載の様式による増資計画書を国へ提出させるものとする。

第6条 (事業契約の締結)

- 1 国及び落札者は、提示条件及び本提案に基づき、国と特別目的会社との間において平成19年3月30日までに事業契約が締結できるよう、それぞれ最大限の努力をするものとする。
- 2 落札者は、国から請求があった場合には速やかに、国に対し、本提案の詳細を明確にするために国が合理的に要求する資料その他一切の書面及び情報（以下「資料等」という。）を提供する。
- 3 前項に基づき本提案を明確にする過程において、国が資料等の中に入札説明書等に記載された条件に合致しない内容が含まれていると判断した場合、落札者は、自己の責任及び費用により、資料等が入札説明書等に記載された条件に合致するよう訂正する。

- 4 落札者は、事業契約の締結に関する協議にあたっては国の要望を尊重するものとする。
- 5 平成15年3月20日付「PFI事業にかかる民間事業者の選定及び協定手続きについて」と題する民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ（3）に基づき、国が入札説明書等に記載された条件を明確化した場合、落札者は、国に対し速やかにかかる内容を反映した内容の書面を提出する等必要な措置を講じ、本提案が明確化した後の当該条件に合致するよう訂正する。
- 6 国は、入札説明書等の文言に関し、落札者より説明を求められた場合、入札説明書等において示された本件事業の目的、理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。
- 7 国は、事業契約の締結がなされる前に構成員又は協力会社に以下の各号の事由が本事業又は事業契約に関して生じたときは、事業契約を締結しないことができる。
 - 一 構成員又は協力会社が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、若しくは構成員又は協力会社が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該構成員又は協力会社に対し、同法第7条の2第1項及び第50条第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、かつ当該納付命令が確定したとき（納付命令の審決が確定した場合を含む）。
 - 二 構成員及び協力会社の役員又は使用人について、刑法（明治40年法律第45条）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
- 8 国及び落札者は、事業契約を締結した後も、本件事業の遂行のために協力するものとする。
- 9 落札者の責めに帰すべき事由（第7項各号の事由を含み、第7項各号の事由には限定されない。）により国と特別目的会社との間で事業契約が締結されない場合には、国は、落札者に対し、本事業にかかる落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として請求することができる。

第7条 （準備行為）

- 1 特別目的会社の設立の前後を問わず、事業契約締結前であっても、落札者は自己の費用と責任において本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、国は、必要かつ可能な範囲で落札者に対して協力するものとする。
- 2 前項の協力の結果は、事業契約締結後、特別目的会社が速やかに引き継ぐものとする。

第8条 （資金調達協力義務）

落札者は、本提案に従い、特別目的会社へ出資し、特別目的会社への出資者を募り、また、特別目的会社による借入れその他の特別目的会社の資金調達を実現させるために最大限努力するものとする。

第9条 (業務の委託等)

- 1 落札者は、特別目的会社をして、本事業に関する各業務を別紙 5 記載の企業等(以下本条において「受託者等」という。)にそれぞれ委託し、又は請け負わせるものとする。
- 2 落札者は、特別目的会社をして、特別目的会社と受託者等との間で締結する委任契約又は請負契約の規定に従って、受託者等が前項の規定により特別目的会社を実施することを約した業務を誠実に履行させなければならない。

第10条 (事業契約の不成立)

国及び落札者のいずれの責にも帰すべからざる事由により国と特別目的会社が事業契約の締結に至らなかった場合は、既に国及び落札者が本件事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

第11条 (違約金)

- 1 事業契約締結後に、構成員又は協力会社に第6条第7項各号のいずれかの事由が事業契約に関して生じたときは、国が事業契約を解除するか否かにかかわらず、落札者が連帯して、国の請求に基づき、事業契約に定められた契約金額の100分の10に相当する額を違約金として国の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 事業契約締結後に、構成員又は協力会社に第6条第7項各号のいずれかの事由が事業契約に関して生じた場合であって、特に悪質な場合として国が別途定めるものに該当した場合は、前項の規定による違約金に加え、事業契約に定められた契約金額の100分の5に相当する額を違約金として国の指定する期間内に支払わなければならない。

第12条 (秘密保持)

国と落札者は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合、落札者が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び国が行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)等に基づき開示する場合は、この限りでない。

第13条 (本協定の有効期間)

本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業契約に定める本事業の終了日までとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合は、平成18年3月31日までとする。なお、本協定の有効期間の終了にかかわらず、第10条乃至第12条及び第15条の規定の効力は存続するものとする。

第14条 (協議)

本協定に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて国と落札者が協議して定めるものとする。

第15条 (準拠法及び裁判管轄)

本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

以上を証するため、本協定書を2通作成し、国及び落札者の構成員及び協力会社がそれぞれ記名押印のうえ、国及び落札者の代表企業が各1通を保有する。

平成19年【●】月【●】日

国土交通省

支出負担行為担当官

氏名 鈴木 久泰

落札者

代表企業 住所

氏名

構成員 住所

氏名

構成員 住所

氏名

協力企業 住所

氏名

協力企業 住所

氏名

別紙 1 用語の定義

- 1 「協力会社」とは、落札者を構成する者のうち特別目的会社に出資を行わない者である【●】、【●】、【●】の全社又は各社をいう。
- 2 「構成員」とは、落札者を構成する者のうち、特別目的会社に出資を行う者である【●】、【●】、【●】の全社又は各社をいう。
- 3 「事業契約」とは、本事業の実施に関し、国と特別目的会社との間で締結される那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業 事業契約をいう。
- 4 「事業期間」とは、事業契約で定められた本事業の期間をいう。
- 5 「代表企業」とは、落札者の構成員の中から、落札者を代表するものとして落札者が選定した企業である【●】をいう。
- 6 「提示条件」とは、本事業を実施する事業者の選定手続において書面により国が提示した一切の条件をいう。
- 7 「特別目的会社」とは、本事業を遂行することを唯一の目的として設立される会社をいう。
- 8 「入札説明書等」とは、本事業の一般競争入札に関し、国より提示された入札説明書及びその添付書類並びに質問回答書をいう。
- 9 「本提案」とは、落札者が平成 18 年【●】月【●】日付で提出した本事業の実施にかかる提案書類一式をいう。

別紙 2 設立時の出資者一覧（第4条関係）

別紙 3 誓約書の様式（第5条関係）

平成【●】年【●】月【●】日

支出負担行為担当官

鈴木 久泰 殿

株主誓約書

国及び【●】（以下「特別目的会社」という。）間において、平成【19】年【●】月【●】日付で締結された那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業 事業契約（以下「本契約」という。）に関して、株主である【●】、【●】及び【●】（以下「当社ら」という。）は、本日付けをもって、国に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本株主誓約書において用いられる用語の定義は、本契約に定めるとおりとします。

記

1. 本事業を遂行するための特別目的会社が、平成【19】年【●】月【●】日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 特別目的会社の本日現在における発行済株式総数は【●】株であり、うち【●】株を【●】が、【●】株を【●】が、及び【●】株を【●】が、それぞれ保有していること。
3. 特別目的会社の本日現在における株主構成は、当社らによって全議決権の2分の1を超える議決権が保有されており、かつ、当社らの代表企業である【●】の議決権保有割合が全株主中最大となっていること。
4. 特別目的会社が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、前項記載の議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮したうえ、その保有する議決権を行使すること。
5. 特別目的会社が本契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社らが保有する特別目的会社の株式又は特別目的会社に対する債権（劣後ローン債権を含む。）の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、若しくは同株式又は債権（劣後ローン債権を含む。）に担保権を設定する場合、事前にその旨を国に対して書面により通知し、国の書面による承諾を得たうえで行うこと。また、担保権設定契約書及び融資契約書の写しをその締結後速やかに国に対して提出すること。

6. 前項に規定する場合を除き、当社らは、本契約の終了までの間、特別目的会社の株式又は特別目的会社に対する債権（劣後ローン債権を含む。）を保有するものとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する特別目的会社の株式又は特別目的会社に対する債権（劣後ローン債権を含む。）の全部又は一部を譲渡する場合においても、国の事前の書面による承諾を得て行うこと。
7. 当社らは、国の事前の書面による承諾を得たうえで、その所有にかかる特別目的会社の株式又は特別目的会社に対する債権（劣後ローン債権を含む。）を譲渡しようとする場合、当該譲受人をして、本誓約書を予め国に提出せしめること。

住所
商号
代表取締役 印

住所
商号
代表取締役 印住所

住所
商号
代表取締役 印

別紙 4 増資計画書の様式（第5条関係）

平成【●】年【●】月【●】日

支出負担行為担当官

鈴木 久泰 殿

増資計画書

那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業に関して、【●】（以下「特別目的会社」という。）は下記のとおり増資を計画しています。

記

設立時

特別目的会社の資本金の額 : 【●●●●】円
特別目的会社の発行可能株式総数 : 【●●●●】株
特別目的会社の発行済株式の総数 : 【●●●●】株

増資後（平成【●●】年【●●】月【●●】日）

特別目的会社の資本金の額 : 【●●●●】円
特別目的会社の発行可能株式総数 : 【●●●●】株
特別目的会社の発行済株式の総数 : 【●●●●】株

増資する出資者の商号及び出資額等

商 号 : 【●●●●】
出 資 額 : 【●●●●】
増資時に引き受ける株式の総数 : 【●●●●】株
増資時に引き受ける株式の種類 : 【●●●●】株

住所
商号
代表取締役 印

住所
商号
代表取締役 印

別紙 5 業務委託・請負企業一覧